

## 日常生活用具（暗所視支援眼鏡）の取扱いについて

令和2年1月から、『暗所視支援眼鏡』を障害者日常生活用具の給付対象としました。既存の視覚障害者用拡大読書器の対象品目に含めることとしましたのでお知らせします。

詳細についてはお住まいの区の高齢障害支援課若しくは下記の問い合わせ先までお問合せくださいますようお願いいたします。

### 基準額

視覚障害者用拡大読書器 198,000円

（暗所視支援眼鏡を対象に含む）

※基準額を超える金額については購入者の自己負担となります。

問い合わせ先

千葉市障害者自立支援課 給付班

電話 043-245-5173